



平成 28 年 10 月 7 日

各 位

大阪府堺市堺区戎島町 4 丁 45 番地 1
堺駅前ポルタスセンタービル
株式会社ラウンドワン
代表取締役社長 杉野 公彦
(コード番号：4680 東証 第一部)
<http://www.round1.co.jp>

第 37 期（平成 29 年 3 月期） 9 月の売上の状況に関するお知らせ（速報）

I. 平成 29 年 3 月期 9 月の売上の状況

（百万円単位：単位未満は切捨表示）

	全社実績	全社前年比	既存店前年比
ホウリング収入	1,671	△5.1%	△5.0%
アミューズメント収入	2,873	+4.6%	+2.8%
カラオケ収入	624	+2.6%	+2.1%
スポーツ収入	927	△10.4%	△13.5%
その他収入	241	△4.0%	△4.0%
総売上	6,337	△1.0%	△2.3%

II. 平成 29 年 3 月期 9 月までの売上の状況（4 月～9 月累計）

（百万円単位：単位未満は切捨表示）

	全社実績	全社前年比	既存店前年比
ホウリング収入	10,379	△2.0%	△2.7%
アミューズメント収入	18,071	+8.0%	+5.5%
カラオケ収入	3,860	△0.5%	△1.7%
スポーツ収入	5,837	△2.9%	△6.0%
その他収入	1,476	+3.5%	+2.8%
総売上	39,625	+2.6%	+0.6%

- ① 単位未満は切捨表示しておりますので、上記数字を単純計算しても単位未満の数字によっては、実際の数値と若干の差異が生じる場合があります。
- ② 監査法人による監査前の売上を集計しております。
- ③ オープンから 12 ヶ月以上経過した店を既存店としております。
- ④ 米国子会社の店舗を除いた金額を集計しております。
- ⑤ 平成 28 年 9 月末現在の日本国内総店舗数は 109 店舗で、うち 107 店舗が既存店舗となります。

Ⅲ. 平成 29 年 3 月期（4 月～9 月）の既存店売上高 前年比推移

	4 月	5 月	6 月	第 1 四半期	7 月	8 月	9 月	第 2 四半期	上半期 累計
ボウリング	△2.0%	△1.5%	+4.0%	△0.1%	△1.5%	△7.8%	△5.0%	△5.1%	△2.7%
アミューズメント	+0.2%	+7.4%	+9.6%	+5.7%	+13.1%	+1.1%	+2.8%	+5.2%	+5.5%
カラオケ	+0.4%	△5.0%	△2.1%	△2.4%	+1.4%	△5.3%	+2.1%	△1.1%	△1.7%
スポッチャ	+1.6%	△1.1%	△2.3%	△0.5%	△2.0%	△12.1%	△13.5%	△10.2%	△6.0%
その他	+12.8%	+7.7%	+6.0%	+8.8%	+2.2%	△5.1%	△4.0%	△2.5%	+2.8%
総売上	+0.2%	+2.4%	+5.1%	+2.5%	+5.5%	△4.6%	△2.3%	△1.0%	+0.6%
既存店数 (全店数)	112 店 (114 店)	112 店 (114 店)	111 店 (113 店)	※	111 店 (113 店)	111 店 (113 店)	107 店 (109 店)	※	※
土日祝 日数 前年差異	+1	△1	±0	±0	+2	△1	△1	±0	±0

《コメント》

当月は、既存店前年対比でマイナス 2.3%となりましたが、前年と比較して土日祝日数が 1 日少なかったことを勘案いたしますとほぼ前年並みとなっております。アミューズメントは引き続きメダル機・景品機が好調に推移したことに加え、カラオケもプラスに転じましたが、ボウリング・スポッチャは引続き軟調な結果となりました。

9 月の後半より 10 月に入ってから業績は、ほぼ前年を上回って推移しております。

10 月 1 日より小学生を対象としたイベントとして、ボウリング・カラオケで『大人 1 名に対して小学生 1 名無料キャンペーン』、ボウリング・スポッチャで大人 1 名につき小学生以下のお子様 1 名がオリジナルグッズをもらえる『ポケモンサン・ムーンキャンペーン』を行っております。

なお、10 月 8 日よりスポッチャ全店で新たなアイテムとして『ninebot by SEGWAY』を導入いたします。

また、10 月 6 日にオープンいたしましたらぽーと湘南平塚店は、好調な滑り出しとなっております。

(各種 IR 情報や最新企画等に関しましては、弊社ホームページで随時お知らせしております。 <http://www.round1.co.jp>)

月次売上発表のタイミングに関しては、月初の曜日や休日の関係によりアミューズメントの集金タイミング等が異なるため発表日は毎月変わりますが、即時開示を原則とし、概ね毎月 5 日から 11 日の間の開示に努めております。

以 上